

●羽田・成田空港で実施している海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種事業については、1月24日までの予約が可能となっておりますが、運用を変更の上、実施期間を延長することになりました。

令和4年1月24日
在スラバヤ総領事館

1. 羽田・成田空港で実施している海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種事業については、1月24日までの予約が可能となっておりますが、運用を変更の上、実施期間を延長することになりました。

2. 本事業の変更に伴い、1月25日以降の運用は以下のとおりとなり、1月31日以降は羽田空港のみでの実施となりますので、ご注意ください。

・1月25日（火）～1月30日（日）

ファイザー製ワクチン：毎日、成田空港及び羽田空港で実施

アストラゼネカ製ワクチン：1月26（水）、成田空港及び羽田空港で実施

・1月31日（月）以降

ファイザー製ワクチン：週3回（月、木、土）、羽田空港で実施

アストラゼネカ製ワクチン：週1回（木）、羽田空港で実施

3. 本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で、特設サイトを通じて予約をお願いします。詳細は、外務省海外安全HP内の特設サイト

（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）にてご確認ください。

4. また、本事業は現在のところ、1回目及び2回目の接種を対象としています。3回目接種については外務本省にて今後の対応を検討中です。なお、本事業については、1月20日付けの当館お知らせ（<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100292343.pdf>）にて、追加接種の希望に関するアンケートを実施中ですので、ご協力をお願いいたします（回答締切：1月30日）。

以 上